

事務連絡
令和8年3月19日

各
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市

障害児支援主管部（局） 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

障害児通所支援における従たる事業所の設置に係る要件の取扱いについて

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、令和6年地方分権改革に関する地方からの提案（令和6年12月24日閣議決定）を踏まえ、中山間地域等における障害児通所支援の提供体制の確保に資するよう、従たる事業所の設置に係る要件の取扱いについて、Q & Aを作成しましたので、内容について御了知いただくとともに、特に中山間地域等における障害児通所支援の提供体制の確保に当たり、従たる事業所の活用が図られるよう、障害福祉サービス関係者等に周知していただくようお願いいたします。

- 令和6年地方分権改革に関する地方からの提案（令和6年12月24日閣議決定）
(viii) 障害児通所支援（6条の2の2第1項）については、中山間地域等における提供体制の確保に資するよう、以下のとおりとする。
 - ・ 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）及び指定放課後等デイサービス事業所における従たる事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平24厚生労働省令15）8条及び67条）については、地方公共団体や事業者の意見を聴いた上で、設置に係る要件を緩和する方向で検討し、令和7年度中に必要な措置を講ずる。
 - ・ 指定障害児通所支援事業者が事業所ごとに置くべき従業員の員数等（21条の5の19第3項）については、中山間地域等における実態把握及び地方公共団体や事業者の意見を踏まえ、その在り方について検討し、令和8年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(従たる事業所)

問 従たる事業所の人員及び設備に関する要件のうち、「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離については、「概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと」としているが、移動手段を問わず、車両または公共交通機関を利用した場合の所要時間を含むものと解して差し支えないか。

(答)

- 「概ね30分以内で移動可能な距離」については、必ずしも徒歩による移動に限るものではなく、移動手段を問わず、車両や公共交通機関を利用した場合の所要時間を含むものと解して差し支えない。

問 中山間地域等においては、従たる事業所の設置に当たり、新たな施設を準備することが困難な場合があるが、役場や自治会館等の既存施設の一画を従たる事業所として指定することはできるか。

(答)

- お見込みのとおり、従たる事業所については、障害児の利便のため、障害児に身近な社会資源である既存施設を「従たる事業所」として指定することができる。
- なお、既存施設については、障害児の支援に支障がない場合は、中山間地域等における障害児通所支援の提供体制の確保に当たり従たる事業所の活用を図るという本事務連絡の趣旨や、各地域の実情等を踏まえ、各自治体において適切に判断いただきたい。